

建 築 工 事 補 足 標 準 仕 様 書

項 目	特 記 事 項
	1 章 一般共通事項 1 節 一般事項 1. 1. 1 適用範囲 1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項 1. 1. 13 関係法令等の遵守（過積載防止対策要領）
	本仕様書は、特記仕様書及び改修特記仕様書の総則 1「設計図書の適用」に定める建築工事補足標準仕様書とする。 工事の一時中止に係る計画の作成 (a) 神戸市工事請負契約約款第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 過積載防止対策要領 第 1 条 目的 この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。 第 2 条 用語の定義 (1) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。 (2) 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という）第 2 条及びダンプ規制法施行令第 1 条で規定されている、次に示すものとする。 ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、碎石及びアスファルト・コンクリート等 ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等 第 3 条 適用範囲 この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。 第 4 条 施工計画書 請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料－①を参考に次の事項を記載する。 ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項 ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項 第 5 条 土砂等積み込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に積み込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んでではない。 ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。 2 請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。 第 6 条 仮置き場の取り扱い 請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下「計量票発行機関」という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。 第 7 条 計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み 請負人は、積載量が記載された伝票（以下「計量票」という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策

項 目	特 記 事 項
	の継続的改善に努めなければならない。 2 請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。 3 計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式 1）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月 1 回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求めることができるものとする。 第 8 条 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み 計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。 第 9 条 改善措置等 監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員より「改善報告書（様式 2）」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。 第 10 条 工事成績評価への反映 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評価において適正に反映させる。 詳しくは、神戸市ホームページ参照。 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14847/r0204kasekisaiboushi.pdf
1. 1. 14 主任技術者及び 監理技術者の配 置	(a) 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を行う場合（以下「専任特例 1 号」という。）は以下の（１）～（８）の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下「専任特例 2 号」という。）は以下の（９）～（１６）の要件を全て満たさなければならない。なお、「専任特例 1 号」と「専任特例 2 号」の併用はできない。 「専任特例 1 号」 (1) 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。 (2) 工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道 2 時間以内であること。 (3) 下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて 3 次以内であること。 (4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該工事が建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の建設工事に関し実務経験を 1 年以上有する者に限る。）を当該工事現場に配置すること。 (5) 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。 (6) 人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き（電磁的記録媒体による措置も可）、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。 (7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。 (8) 兼務する工事の数が 2 を超えないこと。 「専任特例 2 号」 (9) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (10) 監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (11) 監理技術者補佐は請負人と入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (12) 同一の専任特例 2 号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。） (13) 専任特例 2 号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。 (14) 専任特例 2 号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (15) 専任特例 2 号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (16) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

項 目	特 記 事 項																																											
	(b)「専任特例 1 号」又は「専任特例 2 号」の技術者を配置する場合、(a) (1) ～ (16) の事項について確認できる書類を以下の例を参考に提出すること。 <table><tr><th>(a) の事項</th><th>提出書類の例</th></tr><tr><td>(1) ～ (8)</td><td>人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)</td></tr><tr><td>(9)、(10)</td><td>監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）</td></tr><tr><td>(11)</td><td>監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類</td></tr><tr><td>(12)、(13)</td><td>専任特例 2 号の監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等</td></tr><tr><td>(14) ～ (16)</td><td>業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）</td></tr></table> (c) 本工事において、「専任特例 2 号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。 2 節 工事完成図書 (a) 工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。 撮影方法等 <table><tr><th>撮 影 工 程</th><th>撮 影 箇 所</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td rowspan="2">全工区工事着手前</td><td>現 況</td><td rowspan="2">サービスサイズ以上</td><td rowspan="6">カラー</td></tr><tr><td>解体建物のある場合は 4 方向より</td></tr><tr><td>敷 地 周 辺</td><td>現 況</td><td rowspan="2">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td><td>施工の状況 部分詳細</td></tr><tr><td rowspan="2">竣 工 の 際</td><td>外 観</td><td>キャビネ判以上</td></tr><tr><td>屋 内</td><td>サービスサイズ以上</td></tr></table> (b) 写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。 (c) アルバムを作成する場合は、下表を標準とする。 アルバム <table><tr><th>撮 影 工 程</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td>全工区工事着手前</td><td>サービスサイズ以上</td><td rowspan="5">カラー</td></tr><tr><td>敷 地 周 辺</td><td rowspan="2">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工 事 中</td></tr><tr><td rowspan="2">竣 工 の 際</td><td>キャビネ判以上</td></tr><tr><td>サービスサイズ以上</td></tr></table> 〔電子媒体（デジタル写真）の場合も、写真はカット毎に光沢紙又は、印画紙にて、上記表により作成すること。〕 (d) 工事中の写真は、杭打ち、基礎堀削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。 (e) 電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。 1. 2. 5 工事写真の小黑板情報電子化 「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成 29 年 3 月 1 日付け国営整第 211 号）に基づき、下記の通り実施する。 (a) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (b) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」とする。）は、受注者にて調達する。 (c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。	(a) の事項	提出書類の例	(1) ～ (8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)	(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）	(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類	(12)、(13)	専任特例 2 号の監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等	(14) ～ (16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）	撮 影 工 程	撮 影 箇 所	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	現 況	サービスサイズ以上	カラー	解体建物のある場合は 4 方向より	敷 地 周 辺	現 況	サービスサイズ	工 事 中	施工の状況 部分詳細	竣 工 の 際	外 観	キャビネ判以上	屋 内	サービスサイズ以上	撮 影 工 程	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー	敷 地 周 辺	サービスサイズ	工 事 中	竣 工 の 際	キャビネ判以上	サービスサイズ以上
(a) の事項	提出書類の例																																											
(1) ～ (8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)																																											
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）																																											
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類																																											
(12)、(13)	専任特例 2 号の監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等																																											
(14) ～ (16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）																																											
撮 影 工 程	撮 影 箇 所	印画の大きさ	焼付け																																									
全工区工事着手前	現 況	サービスサイズ以上	カラー																																									
	解体建物のある場合は 4 方向より																																											
敷 地 周 辺	現 況	サービスサイズ																																										
工 事 中	施工の状況 部分詳細																																											
竣 工 の 際	外 観	キャビネ判以上																																										
	屋 内	サービスサイズ以上																																										
撮 影 工 程	印画の大きさ	焼付け																																										
全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー																																										
敷 地 周 辺	サービスサイズ																																											
工 事 中																																												
竣 工 の 際	キャビネ判以上																																											
	サービスサイズ以上																																											

項 目	特 記 事 項																											
	(参照) 営繕工事写真撮影要領 URL「https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000030.html」 (参照) 使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」 URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (d) (c) に示す小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。 (e) 小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」とする。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 また、納品時に、受注者は URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。																											
1. 4. 2 ゴム製品等の品質等	ゴム製品等の品質等 第1条 ゴム製品等の品質確認等 請負人は、TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者（TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 ※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。 （記載例） なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><th>試験名</th><th>計測項目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> 第2条 ゴム製品等の品質確認をした場合におけるかし担保の取扱 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負人のかし担保責任が免責されるものではない。 別表 <table><tr><th></th><th>製品及び材料名</th></tr><tr><td rowspan="3">防振ゴム</td><td>ディーゼルエンジン用防振ゴム</td></tr><tr><td>ゴム製軸継手</td></tr><tr><td>産業機械用空気ばね</td></tr><tr><td>芝保護材</td><td></td></tr><tr><td>落橋防止用ゴム</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">道路資材</td><td>車止め（ガードコーン）</td></tr><tr><td>視線誘導標・車線分離標</td></tr><tr><td>弾性舗装材</td><td>ゴムチップ舗装材</td></tr><tr><td>建築防水資材</td><td></td></tr></table> ※代表的な製品例である （参考）ニッタ化工品（株）の製品情報 https://www.nitta-ci.co.jp/product/antivibration/index.html	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能		製品及び材料名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム	ゴム製軸継手	産業機械用空気ばね	芝保護材		落橋防止用ゴム		道路資材	車止め（ガードコーン）	視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防水資材	
試験名	計測項目																											
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																											
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																											
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																											
製品検査	外観、寸法、性能																											
	製品及び材料名																											
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム																											
	ゴム製軸継手																											
	産業機械用空気ばね																											
芝保護材																												
落橋防止用ゴム																												
道路資材	車止め（ガードコーン）																											
	視線誘導標・車線分離標																											
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																											
建築防水資材																												

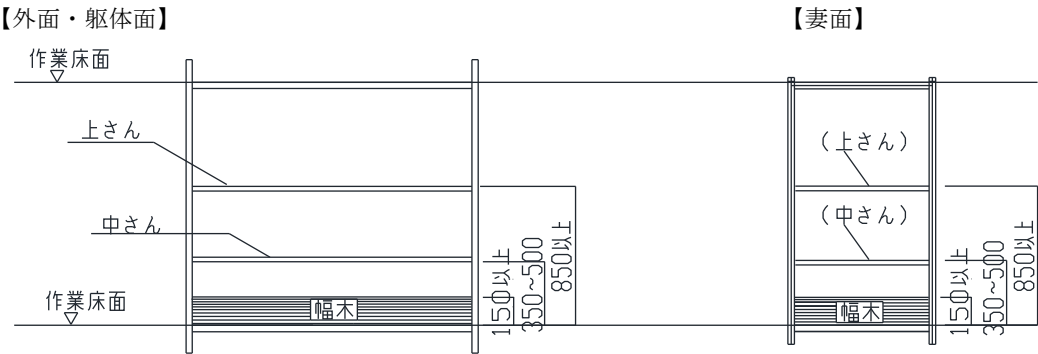
項 目	特 記 事 項
1. 8. 1 工事標示板等	8 節 その他の事項 (a) 工事標示板等の設置は特記による。 (b) 工事標示板等は図 1.8.1 を標準とし、仕上げは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示し、同敷地で複数の関連工事がある場合は、主たる工事が一括して掲示することとする。 なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。 (c) 融資付工事等の標示及び増改築工事における危険標示板等については、特記による。 図 1.8.1 工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体） 注) 工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする 工 期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする 施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する 連絡先（施工者）：作業時間外・休日等の連絡先が、作業時間中と同じ場合は 1 行にまとめ、「(作業時間外・休日等を含む)」と記載する。

項 目	特 記 事 項																		
	350以上 250以上 <table><tr><th colspan="2">建築基準法による確認済</th></tr><tr><td>確認年月日番号</td><td>平成 年 月 日 第 号</td></tr><tr><td>確認済証交付者</td><td>建 築 主 事 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>建 築 主 又 は 施 造 主 氏 名</td><td>神 戸 市 〇〇 局 長</td></tr><tr><td>設 計 者 氏 名</td><td>神戸市建築住宅局 建築担当部長 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>工事監理者氏名</td><td>神戸市建築住宅局 工事監理担当部長 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>工事施工者氏名</td><td>〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>工事現場管理者氏名</td><td>〇〇建設(株) 〇〇 〇〇</td></tr><tr><td>建築確認に係る その他の事項</td><td></td></tr></table> 第六十八号様式（第十一条関係） （木板、プラスチック板その他これらに類するものとする） 計画通知の必要な（新・増・改築）場合掲示する。 1. 8. 2 近隣家屋等の調査 (a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 (b) 調査範囲は特記により、調査内容は下記の項目とする。 (1) 内外観調査 建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。 (2) 傾斜測定調査 主要な柱及び壁面。 (3) 水平測定調査 敷居、かも居等必要箇所。 (4) その他特記する調査 (c) 調査方法は、下記を標準とする。 (1) 調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。 (2) きれつ、傾斜等の測定精度は（i）～（vi）による。 (i) 壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅 0.1mm 単位長さ 1mm 単位で測定する。 (ii) 柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm 単位で測定する。 (iii) 壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い 1m につき 0.5mm 単位で測定する。 (iv) 床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1m につき 0.5mm 単位で測定する。 (3) 写真撮影は、測定箇所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり 50 枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。 (d) 報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して2部作成し、監督員に提出する。 1. 8. 4 防水工事・外装工事の品質管理 防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に揚げる資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。 (a) 対象工事 (1) 主たる外装工事 (2) 遮熱性の向上等、一定の効果を期待する塗装工事（遮熱塗料等） (3) 防水工事（シーリング工事を除き、塗膜防水工事を含む） (4) 監督員が指示する工事 (b) 管理方法 (1) 使用数量予定表の作成（施工前） 請負人は、公共建築工事標準仕様書等による工程に基づき、仕様種別毎に、施工面積、単位 - 補足-6 -	建築基準法による確認済		確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号	確認済証交付者	建 築 主 事 〇〇 〇〇	建 築 主 又 は 施 造 主 氏 名	神 戸 市 〇〇 局 長	設 計 者 氏 名	神戸市建築住宅局 建築担当部長 〇〇 〇〇	工事監理者氏名	神戸市建築住宅局 工事監理担当部長 〇〇 〇〇	工事施工者氏名	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	工事現場管理者氏名	〇〇建設(株) 〇〇 〇〇	建築確認に係る その他の事項	
建築基準法による確認済																			
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号																		
確認済証交付者	建 築 主 事 〇〇 〇〇																		
建 築 主 又 は 施 造 主 氏 名	神 戸 市 〇〇 局 長																		
設 計 者 氏 名	神戸市建築住宅局 建築担当部長 〇〇 〇〇																		
工事監理者氏名	神戸市建築住宅局 工事監理担当部長 〇〇 〇〇																		
工事施工者氏名	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇 〇〇																		
工事現場管理者氏名	〇〇建設(株) 〇〇 〇〇																		
建築確認に係る その他の事項																			

項 目	特 記 事 項
	面積あたりの所有数量及び総所有数量を表にまとめ、施工計画書に記載する。 (2) 使用数量の報告 請負人は、防水工事・外装工事完了後、使用数量予定表に基づき、施工後の実際の使用数量を表にまとめ、納品書、工事写真とともに監督員に提出する。なお、工事写真は、材料毎の使用済み缶（袋）に、通し番号で印を付け、使用数量が正確に確認できるよう整理する。 2 章 仮設工事 2 節 縄張り、遣方、足場その他 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。 また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建枠→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。（足場の解体は、組立てと逆） 墜落防止策 <安全衛生規則＋働きやすい安心感のある足場> (a) 【A】 交差筋かいに上さん、下さん（高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん）を設けたもの。 【B】 交差筋かいに上さん、高さ 15cm 以上の幅木を設けたもの。 ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。 ex.ブラケット足場または防網（層間ネット）等を設置の上、安全帯を併用させる（防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない） 【外面および躯体面】 下さんがある場合の幅木(H=100以上)は物体の落下防止用 【妻面】 妻面は、上さん・中さん・幅木を設置する (b) くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木（15cm

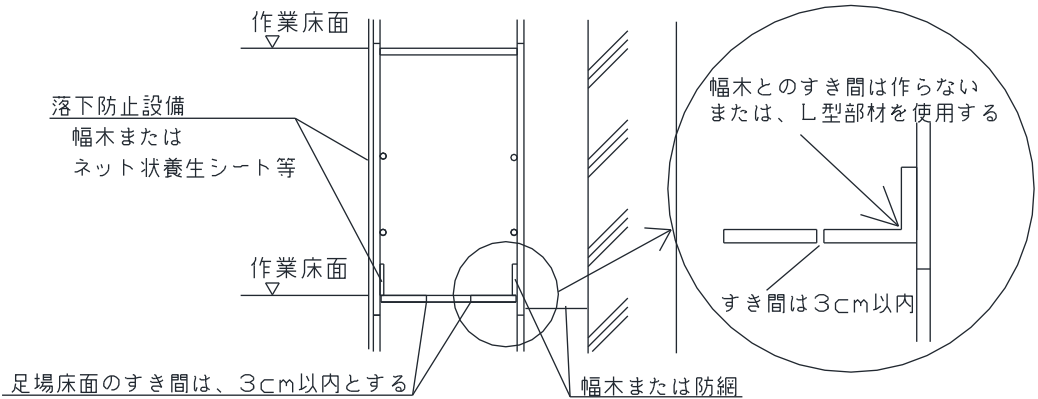
項 目	特 記 事 項
-----	---------

以上) を設けたものとする。



ただし、(b) は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。

- ◆物体落下防止策 <安全衛生規則>
- (a) 外面においては、幅木 (H=100 以上) またはネット状養生シート (特記にて指定) 等を設置する。
 - (b) 躯体面においては、幅木 (H=100 以上) または防網等を設置する。
 - (c) 足場床面のすき間は 3cm 以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。



「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策 (a) でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。

2. 3. 1
快適トイレ

国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。
神戸市では、「1. 快適トイレに求める標準仕様」と「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 ((8)を除く)」を装備した快適トイレの設置を推奨する。

国土交通省「快適トイレ」標準仕様
1. 快適トイレに求める標準仕様
(1) 洋式便座
(2) 水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
(3) 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)
(4) 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
(5) 照明設備 (電源がなくても良いもの)
(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上)
2. 快適トイレとして活用するために備える付属品
(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
(9) サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)

項 目	特 記 事 項
安全対策等	(10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品 3. 推奨する使用、付属品 (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上） (13) 擬音装置 (14) フィッティングボード (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場） ◆工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。（ガードフェンス H=1800 同等以上） ◆ガードフェンスの安全措置 一般の人が手を触れる可能性がある工事現場の仮囲いについては、ガードフェンス鋼板端部の隙間などに指を挟む危険性があるため、あらかじめテープで目張りするなど適切な安全措置を施して設置すること。 
3. 3. 2 山留めの管理	3 章 土工事 3 節 山留め 地盤の掘削する箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、山留めを行うものとする。
6. 1 6. 1 予想平均気温	6 章 コンクリート工事 1 6 節 予想平均気温 標準仕様書表 6.3.2 予想平均気温及び 6 章 11 節の寒中コンクリート、6 章 12 節の暑中コンクリートの適用期間は特記による。特記がなければ、表 6.16.1 及び下記による。 (1) 表 6.16.1 は、神戸市内及び周辺地区の各地域毎に各旬の初めから 28 日間の平均気温を示す。なお、表中にない値は、直線補間して求める。 また、高度差による補正は、工事場所に近い地域の数値に基づき、100m 高くなる毎に平均気温が 0.6℃低くなるものとして算定する。 (2) 寒中コンクリートの適用は、打込み日を含む旬の日予想平均気温が 4.0℃以下となる期間とし、表 6.16.1 の の期間とする。 ただし、標準仕様書 6.11.3 によるコンクリートの練上がり温度が確保できない場合は、標準仕様書表 6.3.2 によるコンクリート強度の補正を行い、初期養生を充分に行うものとする。 (3) 暑中コンクリートの適用は、日平均気温の平年値が 25℃を超える期間とし、表 6.16.1 の の期間とする。 表 6.16.1 コンクリート打込み後 28 日迄の期間の予想平均気温（℃）

項 目	特 記 事 項						
	地 域	神 戸 (海洋気象台)	六 甲 山 (同 上)	垂 水 (明 石)	北 神 (三 田)	西 神 (三 木)	
	高度						
	月日	5. 3m	9 0 0m	3m	1 5 0m	1 4 5m	
	1 日	6. 2	0. 7	5. 3	2. 5	3. 8	
	1 月 11 日	5. 9	0. 9	5. 0	2. 4	3. 6	
	21 日	6. 0	0. 7	5. 1	2. 6	3. 8	
	1 日	6. 6	0. 3	5. 7	3. 4	4. 5	
	2 月 11 日	7. 5	1. 3	6. 5	4. 4	5. 4	
	21 日	8. 6	2. 6	7. 4	5. 6	6. 5	
	1 日	9. 7	3. 6	8. 4	6. 7	7. 7	
	3 月 11 日	1 1. 3	5. 4	9. 8	8. 4	9. 4	
	21 日	1 3. 1	7. 3	1 1. 5	1 0. 3	1 1. 3	
	1 日	1 5. 0	9. 4	1 3. 3	1 2. 3	1 3. 2	
	4 月 11 日	1 6. 9	1 1. 4	1 5. 2	1 4. 3	1 5. 2	
	21 日	1 8. 3	1 2. 9	1 6. 7	1 5. 8	1 6. 7	
	1 日	1 9. 8	1 4. 3	1 8. 2	1 7. 4	1 8. 2	
	5 月 11 日	2 1. 0	1 5. 3	1 9. 4	1 8. 4	1 9. 4	
	21 日	2 2. 3	1 6. 4	2 0. 8	2 0. 2	2 0. 7	
	1 日	2 3. 4	1 7. 6	2 2. 0	2 1. 6	2 1. 9	
	6 月 11 日	2 4. 5	1 8. 8	2 3. 3	2 3. 0	2 3. 2	
	21 日	2 5. 8	2 0. 1	2 4. 6	2 4. 2	2 4. 5	
	1 日	2 7. 1	2 1. 3	2 5. 9	2 5. 4	2 5. 7	
	7 月 11 日	2 8. 1	2 2. 2	2 7. 1	2 6. 3	2 6. 7	
	21 日	2 8. 7	2 2. 6	2 7. 8	2 6. 7	2 7. 3	
	1 日	2 8. 7	2 2. 4	2 7. 8	2 6. 4	2 7. 1	
	8 月 11 日	2 8. 0	2 1. 6	2 7. 1	2 5. 5	2 6. 3	
	21 日	2 6. 9	2 0. 3	2 6. 0	2 4. 1	2 5. 0	
	1 日	2 5. 4	1 8. 7	2 4. 3	2 2. 3	2 3. 2	
	9 月 11 日	2 3. 6	1 6. 9	2 2. 5	2 0. 3	2 1. 3	
	21 日	2 1. 8	1 5. 1	2 0. 6	1 8. 2	1 9. 4	
	1 日	1 9. 9	1 3. 3	1 8. 7	1 6. 2	1 7. 4	
	10 月 11 日	1 8. 0	1 1. 6	1 6. 8	1 4. 1	1 5. 4	
	21 日	1 6. 0	9. 7	1 4. 8	1 2. 0	1 3. 4	
	1 日	1 4. 2	7. 9	1 2. 9	1 0. 0	1 1. 5	
	11 月 11 日	1 2. 2	5. 9	1 1. 0	8. 0	9. 6	
	21 日	1 0. 4	3. 9	9. 2	6. 2	7. 7	
	1 日	8. 8	2. 2	7. 7	4. 7	6. 2	
	12 月 11 日	7. 6	0. 9	6. 6	3. 6	5. 1	
	21 日	6. 8	0. 1	5. 9	3. 0	4. 4	

(注) 上表の数値は、気象庁の地域気象観測所の過去の旬ごとの平均気温を基に各旬の初めから 28 日間の平均気温を示したものであり、旬の日予想平均気温を示したものではない。

1 2 章 木工事

1 節 一般事項

1 2. 1. 1 総 則

標準仕様書 12.1.1 を、「この章は、鉄筋コンクリート造、組積造、木造等における内部工事及び和小屋の類に適用する。」と読みかえる。

8 節 幅木、回り縁等

12.8.1
工 法

工法は、表 12.8.1 により、適用は特記による。特記がなければB工法を標準とする。

表 12.8.1 幅木、回り縁等の工法

名 称	A 工 法	B 工 法
見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち
幅 木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち
か さ 木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め
幅 木 台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左
さお縁天井	羽重ね 20mm 内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60mm 以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左
天井改め口 (化粧材は天井回り縁と同じ)	枠はふた掛りしゃくり付け、すみは見付き留め相欠き、釘打ち、野縁へ隠し釘打ち、ふたはさん組のうえ天井同材張り (和室天井改め口) やむを得ず室内に設ける場合は、目だためよう仕込む 押入れ等の見隠れの天井板の一部を利用し、裏ざん打ちのうえ、取りはずできるようにする	同左

12.9.1
工 法

9節 押入・とこの間・階段

工法は、表 12.9.1 を標準とする。

表 12.9.1 押入、とこの間、階段の工法

名 称		工 法
押 入	か ま ち	上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち
	根太掛け	根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち
	根 太	根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち
	棚 板	合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そば合じゃくり、根太心で突付け、受材当り釘打ち
	雑 巾 摺	柱間に切込み、内壁に添付け、受材当り釘打ち
とこの間	と こ 柱	上み、下も、短ほぞ差し
	とこかまち	とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち
	と こ 板	吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがいい仕込み釘打ち
階 段	側 げ た	受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち
	段 板 (耳 板)	間隔 450mm 内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび飼い締め、止め釘打ち
	け込み板	側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち
	手すり子	上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち

項 目	特 記 事 項		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="512 232 683 360">笠 木</td><td data-bbox="692 232 1481 360">継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け</td></tr> </table>	笠 木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け
笠 木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け		
13. 6. 1 工 法	13章 屋根及びとい工事 6節 洋瓦葺 (a) 建築基準法に基づき定められた風速 (V_0) の指定は、特記による。 なお、指定された条件により建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を標準仕様書 1.2.2 [施工計画書] による品質計画に定める。 (b) 谷縁の瓦は 1 枚毎になじみモルタルを飼い、釘又は緊結線 2 条ずつで止め付ける。 (c) 棟瓦はモルタルを飼い、なじみよく伏せわたし、1 枚毎に地棟に取り付けた緊結線 2 条ずつで締結し、モルタル詰めとする。 (d) 下葺、谷葺を行った後、平瓦は 1 枚毎に釘又は緊結線で止め、縦横をよく引通す。 (e) 強風地域、高所、急勾配屋根の特殊工法は、特記による。		
15. 12. 1 材 料	15章 左官工事 12節 モルタルポンプ工法 (a) 材 料 セメント、砂及び水は、標準仕様書 15.3.2 による。 パーライト、バーミキュライト及び混和剤を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 (b) 調 合 - モルタルの場合は標準仕様書表 15.3.3 を標準とする。 - スランプはモルタルが圧送可能な範囲で、できるだけ小さくなるよう水量を定める。 - レディーミクストモルタルを使う場合は、調合及びスランプの指定は、監督員の指示による。 - ひび割れの発生をさせないよう調合において配慮すること。		
15. 9. 2 工 法	(a) 工 法 - 建築物の規模、立地条件、施工面積、工事工程等を考慮し、モルタルポンプの機種（型式、最大吐出量）、台数及び関連機械を定める。 - 輸送管は、使用するモルタルポンプの最大吐出圧力を上まわる耐力のものを使用する。 - 圧送開始時は運転速度を小さくし、圧送が順調に行われてから正常な運転速度とし、中断しないで行う。 (b) 仕 上 - こて押え仕上げの場合は、標準仕様書 15.4.3 により平滑に仕上げる。 - 吹付け仕上げの場合は吹付け厚さ及び吹付け回数は特記による。なお、吹付けは、下地表面処理を行って、吹きむらのないよう均一に表面仕上げを行い、下吹付けの放置期間は 14 日以上とする。ただし、気象条件等により監督員の承諾を受けてその期間を短縮することができる。		
16. 1. 7 電気配管等	16章 建具工事 1節 一般事項 電気配管などは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。		
16. 2. 2 性能及び構造	2節 アルミニウム製建具 引違い建具の落下防止機構 (a) 神戸市型の障子の落下防止機構を設ける場合は特記による。特記がなければ建具製造所の仕様による。		

項 目	特 記 事 項
16. 15. 1 撤去工法	(b) 神戸市型の障子の落下防止機構は、下記の機能を備えた特記製造所の製品とし、外側の障子の上かまちに内蔵する。 (1) バネ等の弾性にたよらず、はずれ止めが作動すること。 (2) 素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるもの。 (3) 障子を閉めることによって自動的にロックできるもの。 15 節 建具改修工事 取付け下地は (a) ～ (c) による。 (a) 躯体にあと施工アンカーを打込み、サッシアンカーを溶接する。 (b) あと施工アンカーの径、間隔は特記による。特記がなければ径 9mm、間隔 500mm とする。 (c) あと施工アンカーの打込み長さは、躯体に 50mm 以上とする。
19. 6. 2 材 料	19 章 内装工事 6 節 畳敷き 畳の種別は、標準仕様書表 19.6.1 に E 種（特殊畳神戸市型）を追加する。この場合、へり下紙及び針足は A 種と同等とする。ただし、へり下紙は防虫処理されたものを用いる。 (a) 畳床は、防虫処理を行ったものとし、防虫処理方法は特記による。防虫加工紙を畳床に取付ける場合は JISA 5901 により、1 層目は化粧ばえ下に、2 層目は裏ごもの内側に取付ける。なお、畳の縁下紙は JISA 5901 の防虫処理 を施したものとし、紙幅は、75mm 以上のものを使用する。 (b) 特殊畳神戸市型は下記による。 (1) 畳床は、タタミボード T-1B、フォームポリスチレンボードの 2 層形とし、図 18.7.1 及び (2) ～ (7) により製造する。 畳表（JAS3 種表 2 等又は同等品以上） 緩衝材（丸網式緩衝紙厚 2mm または新聞、ダンボール再生紙厚 2mm 以上） タタミボード T-1B（JISA 5905 品）厚 20mm×1 枚 または厚 10mm×2 枚 フォームポリスチレンボード（JISA 9521 B 類 1 種）厚 25mm 防湿シート：ポリエチレンクロス（10 本×10 本/inch）と クラフト紙（75 g/m²）のラミネートクロス 55 mm (2) 各畳床素材は、畳床用下糸（ヨリ糸以上）で機械縫着により一体化する。縫着は畳縦方向に標準 11 ～ 12 本とする。 (3) 畳床には、合成樹脂製又は畳縫糸による手掛けを付ける。 (4) 畳表は、綿糸立引通しとし、織傷がなく赤蘭、枯蘭の無い良質品とする。 (5) 畳べりは、純綿光輝べり、混紡べり又は化学繊維べりとする。 (6) 畳へり返しは、フォームポリスチレンシートを使用必要量入れる。 (7) 畳には、畳の種類及び等級、製造業者名、製造年月日並びに畳床に防虫処理を施した場合、その防虫処理方法を標示する。
21. 4. 1 工 法	21 章 排水工事 4 節 透水きょ排水 グラウンド等の地表面の排水は、地業地盤を透水路へ排水勾配 1/150 以上にローラー（2ton）にて転圧のうえ、鉋さいクラッシュラン（0～40mm）を所定の厚さに敷込み、監督員承諾の表土をローラー（2ton）にて、転圧し仕上げる。透水路は所要断面にぐり石を入れ、勾配 1/100 以上に排水ますへ連絡する。集水管を布設する場合は、標準仕様書 21 章 2 節による。
	22 章 舗装工事 10 節 まさ土敷き

項 目	特 記 事 項																				
2 2 . 1 0 . 1 材 料	まさ土は砂れき等の混入しない粒度分布の良いものとする。根切土の中の良質土を使用する場合は、監督員の承諾を受ける。																				
2 2 . 1 0 . 2 工 法	まさ土敷きの種別は、表 22.10.1 により、特記がなければ通路はA種、建物周囲その他はB種とする。																				
	表 22.11.1 まさ土舗装																				
	<table><tr><th colspan="2">種別</th><th>A 種</th><th>B 種</th><th>工 法</th></tr><tr><th>層</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>1 層</td><td>砂 利 又は碎石</td><td>厚 50〔砂利等の大きさは、 45mm 以下〕</td><td>—</td><td>目つぶしのうえ転圧</td></tr><tr><td>2 層</td><td>ま さ 土</td><td>厚 60</td><td>厚 60</td><td>転 圧</td></tr></table>	種別		A 種	B 種	工 法	層					1 層	砂 利 又は碎石	厚 50〔砂利等の大きさは、 45mm 以下〕	—	目つぶしのうえ転圧	2 層	ま さ 土	厚 60	厚 60	転 圧
種別		A 種	B 種	工 法																	
層																					
1 層	砂 利 又は碎石	厚 50〔砂利等の大きさは、 45mm 以下〕	—	目つぶしのうえ転圧																	
2 層	ま さ 土	厚 60	厚 60	転 圧																	
	(注) 1. 各層の厚さは、転圧後とする。 2. 下地は、水はけよく勾配をとり、地均しのうえ転圧機器で締固める 3. A種の1層に使用する目つぶしは、きょう雑物を除いた粘質土、碎石ダストなどを100㎡ 当り2㎡の割合で敷均す。																				
	10節 区画線																				
2 2 . 1 0 . 1 材料及び工法	路面表示等の材料は、表 22.11.1 により、種類、色、塗布幅及び塗布厚さは、特記による。特記がなければ、種類は3種1号、色は白、塗布厚さ1.0mmとする。																				
	表 22.12.1 路面表示用塗料																				
	<table><tr><th>種類</th><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>施工時の条件</th><th>適用</th></tr><tr><td>1 種</td><td rowspan="3">JIS K 5665</td><td rowspan="3">路面表示用 塗料</td><td>常温</td><td>液状</td></tr><tr><td>2 種</td><td>加熱</td><td></td></tr><tr><td>3 種 1 号</td><td>溶解</td><td>粉体状</td></tr></table>	種類	規格番号	規格名称	施工時の条件	適用	1 種	JIS K 5665	路面表示用 塗料	常温	液状	2 種	加熱		3 種 1 号	溶解	粉体状				
種類	規格番号	規格名称	施工時の条件	適用																	
1 種	JIS K 5665	路面表示用 塗料	常温	液状																	
2 種			加熱																		
3 種 1 号			溶解	粉体状																	